

**第 1 回川崎市待機児童ゼロ対策推進本部会議**  
**(第 1 回区役所待機児童ゼロ対策推進会議 合同)**

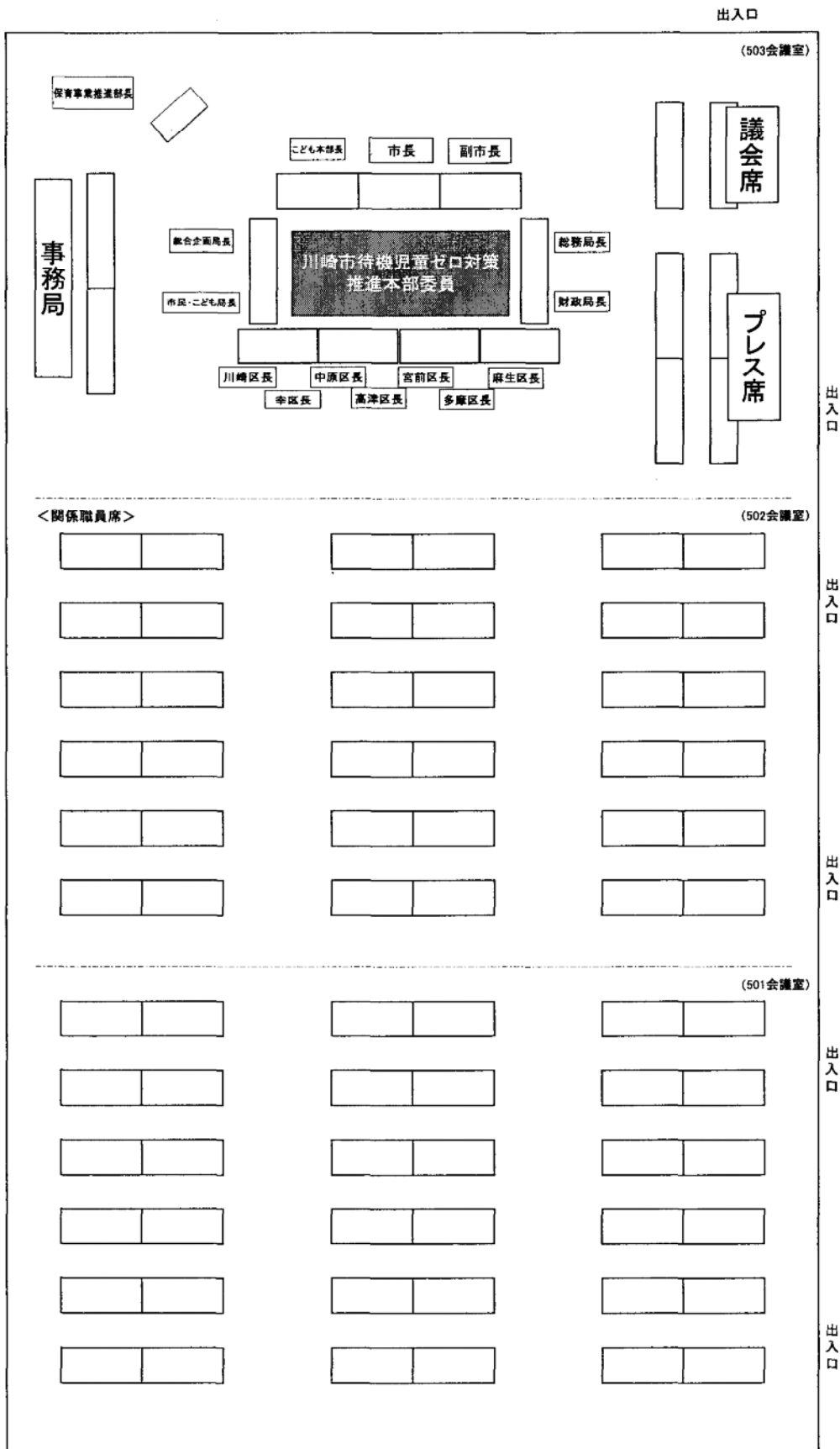
**次 第**

平成 25 年 12 月 3 日(火)  
18 時 30～19 時 30 分  
中原区役所 501～503 会議室

- 1 市長あいさつ
- 2 市長と関係局区長との意見交換
- 3 その他



# 川崎市待機児童ゼロ対策推進本部会議 座席表





# 平成25年12月1日「川崎市待機児童ゼロ対策推進本部」設置

～平成27年4月待機児童ゼロの実現に向けて～

## 《設置の目的・意義》

- ◎子育て家庭への支援や保育ニーズ等への対応を図る中、特に緊急を要する「待機児童対策」を積極的に推進し、予算編成においても最重要課題と位置付ける。
- ◎市長の強力なリーダーシップのもと、職員が一丸となって、こども本部と各区役所、関係部局が緊密に連携しながら、待機児童ゼロを目指す。

## 《所掌事務》

- ◎(仮称)「川崎市待機児童ゼロ対策推進基本方針」の策定
- ◎多様な手法による保育所待機児童の解消

## 《職員配置》

- ◎こども本部保育事業推進部に「待機児童ゼロ対策準備担当」を設置  
(課長級1、係長級1)

## 《川崎市待機児童ゼロ対策推進本部》

- 本部長：市長
- 副本部長：副市長
- ※こども本部長・各区長・関係局長で構成
- ☆市長のリーダーシップによる迅速な意思決定

## 《川崎市待機児童ゼロ対策推進本部検討部会》

- 部会長：こども本部保育事業推進部長
- ※こども本部・各区・関係局の課長級で構成
- ☆推進本部の付議事案に関する調査・協議

## 《区役所待機児童ゼロ対策推進会議》

- 会長：区長
- ※区役所内の関係部長・課長で構成
- ☆推進本部における意思決定に基づく各区役所における積極的な取り組み

☆市民に身近な基礎自治体として関係部署が率先して取組を推進し、「待機児童ゼロ」に向けたさらなる「加速化」を図る。



## 川崎市待機児童ゼロ対策推進本部会議設置要綱

平成25年11月29日  
25川市保推第364号

## (目的及び設置)

第1条 子育て家庭への支援や保育ニーズ等への対応を図る中、特に緊急を要する「待機児童対策」を推進するための「川崎市待機児童ゼロ対策推進基本方針」を策定し、これに基づく施策を推進するため、「川崎市待機児童ゼロ対策推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市待機児童ゼロ対策推進基本方針の策定に関すること。
- (2) 多様な手法による保育所待機児童の解消に関すること。
- (3) その他保育施策推進に必要な事項に関すること。

## (構成)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部長は、会務を総理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、本部長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

## (検討部会)

第5条 推進本部に付議する事項に関し必要な事項を調査し、及び協議するため、「川崎市待機児童ゼロ対策推進本部検討部会」(以下「検討部会」という。)を置く。

- 2 検討部会は、別表第2に掲げる所属の部長級及び課長級の職員とし、推進本部の委員の推薦を受けて、本部長が指名する。
- 3 検討部会の会議は、部会長が招集する。
- 4 第2項に掲げる構成員のほか、本部長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (事務局)

第6条 推進本部及び検討部会の事務を処理するため、事務局を市民・こども局こども本部保育事業推進部待機児童ゼロ対策準備担当に置く。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎市待機児童ゼロ対策推進本部

1	市長
2	副市長
3	総務局長
4	総合企画局長
5	財政局長
6	市民・こども局長
7	市民・こども局こども本部長
8	川崎区長
9	幸区長
10	中原区長
11	高津区長
12	宮前区長
13	多摩区長
14	麻生区長



## 別表第2（第5条関係）

## 川崎市待機児童ゼロ対策推進本部検討部会

		局名	部課名	補職名
1	◎	市民・こども局こども本部	保育事業推進部	部長
2		総務局	行財政改革室	担当課長
3		総合企画局	都市経営部企画調整課	課長
4		財政局	財政部財政課	課長
5		市民・こども局	市民生活部庶務課	課長
6		市民・こども局こども本部	子育て施策部 (子ども・子育て支援新制度準備担当)	担当課長
7		市民・こども局こども本部	子育て施策部こども企画課	課長
8		市民・こども局こども本部	子育て施策部こども企画課 [監査]	担当課長
9		市民・こども局こども本部	子育て施策部子育て支援課	課長
10	○	市民・こども局こども本部	保育事業推進部 (待機児童ゼロ対策準備担当)	担当課長
11		市民・こども局こども本部	保育事業推進部保育課	課長
12		市民・こども局こども本部	保育事業推進部保育課 [運営調整担当]	担当課長
13		市民・こども局こども本部	保育事業推進部保育課 [民間保育園指導調整]	担当課長
14		市民・こども局こども本部	保育事業推進部保育所整備推進担当 [民間活用推進]	担当課長
15		川崎区役所	保健福祉センター児童家庭課	課長
16		川崎区役所	大師地区健康福祉ステーション [児童家庭・高齢・障害・介護保険]	担当課長
17		川崎区役所	田島地区健康福祉ステーション [児童家庭・高齢・障害・介護保険]	担当課長
18		幸区役所	保健福祉センター児童家庭課	課長
19		中原区役所	保健福祉センター児童家庭課	課長
20		高津区役所	保健福祉センター児童家庭課	課長
21		宮前区役所	保健福祉センター児童家庭課	課長
22		多摩区役所	保健福祉センター児童家庭課	課長
23		麻生区役所	保健福祉センター児童家庭課	課長

備考 ◎部会長、○副部会長



## 川崎区役所待機児童ゼロ対策推進会議設置要綱

平成25年11月29日  
25川区児第556号

### (目的及び設置)

第1条 子育て家庭への支援や保育ニーズ等への対応を図る中、特に緊急を要する「待機児童対策」を推進するため設置する「川崎市待機児童ゼロ対策推進本部」と連携を図り、川崎区における待機児童解消に向けた取組を推進するため、川崎区役所待機児童ゼロ対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市待機児童ゼロ対策推進基本方針に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 保育所待機児童の解消に関すること。
- (3) その他保育施策推進に必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、川崎区長をもって充てる。
- 3 副会長は、川崎福祉事務所長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (会議)

第4条 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、推進会議に出席できないときは、その指名する者を代理で推進会議に出席させることができる。

### (事務局)

第5条 推進会議の事務を処理するため、事務局を川崎区役所保健福祉センター児童家庭課に置く。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎区役所待機児童ゼロ対策推進会議

1	川崎区長
2	副区長
3	大師支所長
4	田島支所長
5	保健福祉センター所長
6	区民サービス部長
7	川崎福祉事務所長
8	こども支援室長
9	総務課長
10	企画課長
11	児童家庭課長
12	こども支援室運営管理担当課長
13	こども支援室管理調整担当係長
14	大師地区健康福祉ステーション担当課長
15	田島地区健康福祉ステーション担当課長
16	児童家庭課児童家庭サービス係長
17	児童家庭課児童家庭相談サポート担当係長
18	大師地区健康福祉ステーション児童家庭係長
19	田島地区健康福祉ステーション児童家庭係長

## 平成25年4月 保育所利用申請・入所待機状況

(4月1日現在 単位：人)

区分	平成25年4月	平成24年4月	平成23年4月
利用申請者数 (A)	22,164	20,725	19,241
前年との比較	1,439	1,484	1,209
入所児童数 (B)	19,399	18,074	16,630
前年との比較	1,325	1,444	1,195
入所していない児童数 (A) - (B) = (C)	2,765	2,651	2,611
前年との比較	114	40	14
市の保育施策で対応している児童数 等 (D)	1,341	1,274	1,084
前年との比較	67	190	114
認定保育園対応児童数	558	514	395
家庭保育福祉員対応児童数	62	67	29
おなかま保育室対応児童数	323	308	350
かわさき保育室対応児童数	280	278	237
一時保育対応児童数	118	107	73
産休・育休中の申請者数 (E)	508	388	381
第1希望のみ等の申請者数 (F)	439	374	295
主に自宅で求職活動を行う申請者数 (G)	39	-	-
待機児童数 (C) - (D) - (E) - (F) - (G)	438	615	851
前年との比較	▲ 177	▲ 236	▲ 225

【参考】

●就学前児童数と人口

就学前児童数	80,909	80,547	80,380
前年との比較	362	167	368
人 □	1,423,680	1,417,486	1,411,891
前年との比較	6,194	5,595	7,359

## 平成25年4月 保育所の入所状況等について

(平成25年4月1日現在)

本市では、平成23年3月に策定した「第2期 川崎市保育基本計画」に基づき、保育需要への適切な対応に向け、平成23年度以降の3年間で4,000人を超える認可保育所の定員枠の拡大を図ることとし、保育所整備を進めております。

保育所の利用申請をした児童は、平成25年4月付けで、22,164人となっており、このうち保育所には、19,399人が入所しました。

したがって、保育所に入所していない児童は2,765人となりますが、このうち、本市独自の保育施策（認定保育園、おなかま保育室、かわさき保育室、家庭保育福祉員、一時保育）で対応した児童は1,341人、4月時点で産休・育休中の申請者が508人、第1希望のみ等の申請者が439人、主に自宅で求職活動等を行う申請者が39人となっておりますので、待機児童数は、438人となっております。

### 1 保育所整備実績と定員増実績（平成25年4月現在）

- 「保育緊急5か年計画（改訂版）」に基づき、平成21年度以降は、新設の保育所整備等により毎年800人を超える定員増を図っており、さらに、高まる保育需要に対応するため、平成23年3月には「第2期 川崎市保育基本計画」を策定し、平成25年4月においては前年より1,505人の定員増を図っている。
- 最近の3年間では、4,320人の定員増を図っている。

(表1)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育所数(各年4月現在)	161 箇所	180 箇所	203 箇所	221 箇所
保育所数対前年比(増)	+17 箇所	+19 箇所	+23 箇所	+18 箇所
保育所定員	14,675 人	15,905 人	17,490 人	18,995 人
定員数対前年比(増)	+1,070 人 (+7.86%)	+1,230 人 (+8.38%)	+1,585 人 (+9.97%)	+1,505 人 (+8.60%)

### 2 保育所申請者数の状況

- 就学前児童数は、市内人口の増加に伴い増加している。
- 平成25年4月の保育所利用申請者数は22,164人である。保育所利用申請者数は、平成22年度以降は大幅な増加傾向にあり、平成25年度は前年比1,439人増加した。
- 保育所申請率は年々増加してきており、平成25年度では27.39%となっている。

(表2)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就学前児童数 (A)	80,012 人	80,380 人	80,547 人	80,909 人
保育所利用申請者数 (B)	18,032 人	19,241 人	20,725 人	22,164 人
保育所申請率 (B/A)	22.54%	23.94%	25.73%	27.39%
利用申請者数 対前年比(増)	+1,648 人 (+10.06%)	+1,209 人 (+6.70%)	+1,484 人 (+7.71%)	+1,439 人 (+6.94%)

### 3 保育所入所児童数の状況

- 保育所入所児童数は、新設の保育所整備等により定員を18,995人に増やしたことで、さらに定員を超えた受け入れ等を実施したことにより19,399人となっている。
- 最近の3年間では、3,964人の増となっている。

(表3-1)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育所入所児童数(C)	15,435人	16,630人	18,074人	19,399人
保育所入所児童数 対前年比(増)	+1,005人 (+6.96%)	+1,195人 (7.74%)	+1,444人 (8.68%)	+1,325人 (7.33%)

#### (1) 保育所入所児童数の年齢別の状況

- 保育所入所児童の年齢別の状況としては、0歳児1,404人、1歳児3,288人、2歳児3,712人、3歳児3,815人、4歳児3,705人、5歳児3,475人となっている。

(表3-2)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H25 保育所入所児童数 (A) (A)/(B)%	1,404人 (10.11%)	3,288人 (23.68%)	3,712人 (26.91%)	3,815人 (28.85%)	3,705人 (28.16%)	3,475人 (26.81%)	19,399人 (23.98%)
H24 保育所入所児童数 (A) (A)/(B)%	1,332人 (9.61%)	3,058人 (21.77%)	3,379人 (24.96%)	3,568人 (26.73%)	3,436人 (26.26%)	3,301人 (26.05%)	18,074人 (22.44%)
H23 保育所入所児童数 (A) (A)/(B)%	1,283人 (9.09%)	2,695人 (19.34%)	3,075人 (22.22%)	3,330人 (24.90%)	3,267人 (25.44%)	2,980人 (24.28%)	16,630人 (20.69%)

(参考)

H25 就学前児童数 (B) (比率)	13,886人 (17.16%)	13,887人 (17.16%)	13,793人 (17.05%)	13,224人 (16.35%)	13,157人 (16.26%)	12,962人 (16.02%)	80,909人 (100%)
H24 就学前児童数 (B) (比率)	13,857人 (17.20%)	14,048人 (17.44%)	13,539人 (16.81%)	13,347人 (16.57%)	13,085人 (16.25%)	12,671人 (15.73%)	80,547人 (100%)
H23 就学前児童数 (B) (比率)	14,120人 (17.57%)	13,935人 (17.34%)	13,837人 (17.21%)	13,376人 (16.64%)	12,840人 (15.97%)	12,272人 (15.27%)	80,380人 (100%)

(参考)【平成25年4月新規開設園の児童入所状況】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可保育所[60人以上定員] (計20か所:定員計1,790人)	116人	326人	335人	276人	214人	146人	1,413人
小規模認可保育所[60人未満定員] (計2か所:定員計70人)		12人	14人	11人	6人	2人	45人
計 (計22か所:定員計1,860人)	116人	338人	349人	287人	220人	148人	1,458人

(2) 保育所入所児童数の区別の状況

- 保育所入所児童数を行政区別にみると、川崎区 2,714 人、幸区 2,348 人、中原区 3,642 人、高津区 3,229 人、宮前区 2,739 人、多摩区 2,901 人、麻生区 1,826 人となっている。

(表 3-3)

区名	就学前児童数 (比率) (A)	保育所入所児童数 (比率) (B)	入所児童割合 (B) / (A) %	保育所数	定員数
川崎区	11,060 人 (13.67%)	2,714 人 (13.99%)	24.54%	31	2,695
幸区	9,375 人 (11.59%)	2,348 人 (12.10%)	25.05%	24	2,150
中原区	13,823 人 (17.09%)	3,642 人 (18.78%)	26.35%	52	4,080
高津区	13,040 人 (16.12%)	3,229 人 (16.65%)	24.76%	37	2,985
宮前区	13,629 人 (16.84%)	2,739 人 (14.12%)	20.10%	26	2,400
多摩区	10,456 人 (12.92%)	2,901 人 (14.95%)	27.74%	34	3,045
麻生区	9,526 人 (11.77%)	1,826 人 (9.41%)	19.17%	17	1,640
計	80,909 人 (100%)	19,399 人 (100%)	23.98%	221	18,995

※ 保育所入所児童数は、各区在住児童の市内・市外認可保育所への入所者数です。

4 本市の保育施策で対応している児童数等の状況

- 本市の保育施策で対応している児童数は 1,341 人（前年比 67 人増）となっている。

(表 4-1)

保育施策対応児童数	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
(1) 認定保育園	394 人	395 人	514 人	558 人
(2) 家庭保育福祉員	26 人	29 人	67 人	62 人
(3) おなかま保育室	333 人	350 人	308 人	323 人
(4) かわさき保育室	217 人	237 人	278 人	280 人
(5) 一時保育	—	73 人	107 人	118 人
市の保育施策で対応している児童数の小計 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)	970 人	1,084 人	1,274 人	1,341 人
対応している児童数 対前年比 (人数)	+217 人	+114 人	+190 人	+67 人



- 利用申請者数のうち平成25年4月1日現在で、産休・育休中の申請者数の推移と第1希望のみ等の申請者数、主に自宅で求職活動を行う申請者数は次のようになっている。

(表4-2)

その他の項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
(6) 産休・育休中の申請者数	252人	381人	388人	508人
(7) 第1希望のみ等の申請者数	299人	295人	374人	439人
(8) 主に自宅で求職活動を行う申請者数	—	—	—	39人

本市の保育施策で対応している児童数等 =(1)+(2)+(3)+(4)+(5) +(6)+(7)+(8)	1,521人	1,760人	2,036人	2,327人
--	--------	--------	--------	--------

### 5 待機児童数の状況

- 「保育所利用申請者数」から「保育所入所児童数」を除いた「入所していない児童数」から「本市の保育施策で対応している児童数等」を除外した人数である「待機児童数」は、平成25年4月現在 438人（前年比177人減）となった。

(表5-1)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就学前児童数 (A)	80,012人	80,380人	80,547人	80,909人
保育所利用申請者数 (B)	18,032人	19,241人	20,725人	22,164人
保育所入所児童数 (C)	15,435人	16,630人	18,074人	19,399人
入所していない児童数 (B) - (C) = (D)	2,597人	2,611人	2,651人	2,765人
本市の保育施策で対応している児童数等 (E)	1,521人	1,760人	2,036人	2,327人
待機児童数 (F) (D) - (E) = (F)	1,076人	851人	615人	438人
対前年比 (人数)	+363人	▲225人	▲236人	▲177人

参考) 就学前児童に対する割合

保育所利用申請割合 (B) / (A)	22.54%	23.94%	25.73%	27.39%
保育所入所児童割合 (C) / (A)	19.29%	20.69%	22.44%	23.98%
待機児童の割合 (F) / (A)	1.34%	1.06%	0.76%	0.54%

(1) 待機児童数の区別の状況

- 待機児童数を行政区別にみると、川崎区64人(前年91人)、幸区63人(前年102人)、中原区60人(前年78人)、高津区58人(前年99人)、宮前区97人(前年113人)、多摩区53人(前年70人)、麻生区43人(前年62人)となっている。

(表5-2)

区名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
川崎区	149人	94人	91人	64人
幸区	163人	118人	102人	63人
中原区	182人	160人	78人	60人
高津区	173人	151人	99人	58人
宮前区	150人	162人	113人	97人
多摩区	188人	106人	70人	53人
麻生区	71人	60人	62人	43人
計	1,076人	851人	615人	438人

(2) 待機児童数の年齢毎の状況

- 待機児童数の年齢毎の状況は、1歳児が194人(前年287人)と最も多くなっている。育児休業制度が充実し、育休明けの1歳児の入所申請が多くなっていることが影響している。

(表5-3)

区名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
川崎区	14人	25人	19人	1人	1人	4人	64人
幸区	17人	27人	13人	4人	1人	1人	63人
中原区	20人	31人	7人	2人	0人	0人	60人
高津区	15人	21人	16人	4人	2人	0人	58人
宮前区	17人	42人	27人	9人	1人	1人	97人
多摩区	11人	21人	13人	4人	4人	0人	53人
麻生区	7人	27人	5人	3人	1人	0人	43人
計 (比率)	101人 (23.06%)	194人 (44.29%)	100人 (22.83%)	27人 (6.17%)	10人 (2.28%)	6人 (1.37%)	438人 (100%)

(参考)

24年度全市合計 (比率)	98人 (15.94%)	287人 (46.67%)	139人 (22.60%)	63人 (10.24%)	23人 (3.74%)	5人 (0.81%)	615人 (100%)
23年度全市合計 (比率)	157人 (18.45%)	329人 (38.66%)	234人 (27.50%)	96人 (11.28%)	23人 (2.70%)	12人 (1.41%)	851人 (100%)

(3) 待機児童数の入所選考基準ランク毎の状況 (9頁「保育所入所選考基準(概要版)」参照)

- 保育所入所選考基準におけるランクは、入所要件が高い順にABCDEとなっているが、待機児童数のランク毎の状況として、Aランク(33.56%)、Bランク(13.70%)、Cランク(14.15%)、Dランク(11.19%)、Eランク(27.40%)となっている。

(表5-4)

区名	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	Eランク	合計
川崎区	15人	12人	9人	9人	19人	64人
幸区	29人	6人	11人	8人	9人	63人
中原区	33人	5人	4人	5人	13人	60人
高津区	15人	7人	12人	6人	18人	58人
宮前区	20人	13人	8人	15人	41人	97人
多摩区	21人	9人	8人	5人	10人	53人
麻生区	14人	8人	10人	1人	10人	43人
計 (比率)	147人 (33.56%)	60人 (13.70%)	62人 (14.15%)	49人 (11.19%)	120人 (27.40%)	438人 (100%)

(参考)

24年度全市合計 (比率)	119人 (19.35%)	71人 (11.54%)	65人 (10.57%)	71人 (11.54%)	289人 (47.00%)	615人 (100%)
23年度全市合計 (比率)	202人 (23.74%)	124人 (14.57%)	108人 (12.69%)	95人 (11.16%)	322人 (37.84%)	851人 (100%)

(4) 待機児童数の年齢/入所選考基準ランク毎の状況 (9頁「保育所入所選考基準(概要版)」参照)

- 年齢毎及び保育所入所選考基準におけるランク毎の状況としては、1歳児のAランク及びEランクに待機児童が多い状況となっている。

(表5-5)

ランク	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
Aランク	39人	71人	23人	10人	3人	1人	147人 (33.56%)
Bランク	15人	27人	18人	0人	0人	0人	60人 (13.70%)
Cランク	7人	23人	19人	6人	4人	3人	62人 (14.15%)
Dランク	13人	20人	13人	1人	2人	0人	49人 (11.19%)
Eランク	27人	53人	27人	10人	1人	2人	120人 (27.40%)
計 (比率)	101人 (23.06%)	194人 (44.29%)	100人 (22.83%)	27人 (6.17%)	10人 (2.28%)	6人 (1.37%)	438人 (100%)

## 保育所入所待機児童の定義（厚生労働省）

（定義）保育所入所待機児童とは

調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものを把握すること。

（注1）保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。

（注2）広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

（注3）付近に保育所がない等やむを得ない事由により、保育所以外で適切な保育を行うために実施している、

- ① 国庫補助事業による家庭的保育事業、特定保育で保育されている児童
- ② 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育されている児童
- ③ 国又は地方公共団体よりその運営に要する費用について補助を受けている認定こども園のうち、幼稚園型又は地方裁量型の保育所機能部分で保育されている児童（②の地方公共団体における単独保育施策分を除く。）

については、本調査の待機児童数には含めないこと。

（注4）いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

（注5）保育所に現在入所しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

（注6）産休・育休明けの入所希望として事前に入所申込が出ているような、入所予約（入所希望日が調査日より後のもの）の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

（注7）他に入所可能な保育所がある（保育所における特定保育事業含む）にも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に入所可能な保育所とは、

- (1) 開所時間が保護者の需要に合っている。（例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど）
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。（例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など）

# 保育所入所選考基準（概要版）

## 1 保護者が就労を要件とする場合

平成 25 年 4 月

ランク	細目	
A	居宅外労働	・月 20 日以上、1 日実働 7 時間以上就労
	自営業（中心者）	
B	居宅外労働	・月 20 日以上、1 日実働 5 時間以上 7 時間未満就労
	自営業	（中心者） ・月 16 日以上 20 日未満、1 日実働 7 時間以上就労
		（協力者） ・月 20 日以上、1 日実働 7 時間以上就労
C	居宅外労働	・月 20 日以上、1 日実働 4 時間以上 5 時間未満就労
	自営業	（中心者） ・月 16 日以上 20 日未満、1 日実働 4 時間以上 7 時間未満就労
		（協力者） ・月 20 日以上、1 日実働 5 時間以上 7 時間未満就労 ・月 16 日以上 20 日未満、1 日実働 7 時間以上就労
D	居宅外労働	・就労先確定
	自営業	
		（協力者） ・月 20 日以上、1 日実働 4 時間以上 5 時間未満就労 ・月 16 日以上 20 日未満、1 日実働 4 時間以上 7 時間未満就労
E	居宅外労働	・求職のため昼間外出することを常態としている場合
	自営業	
		（協力者） 就労先確定（求職活動より上位とする。）

## 2 保護者が就労以外を要件とする場合

ランク	細目
A	・疾病・負傷により常時臥床又は 1 ヶ月以上の入院 ・重度の心身障害
B	・疾病・負傷の治療や療養のため 1 ヶ月以上の自宅での安静加療を指示されている場合
C	・慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1 ヶ月以上自宅での療養を指示されている場合 ・出産予定日の約 2 ヶ月前から出産後 2 ヶ月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合
A～C	・介護に要する日数及び時間をもとに、就労要件の細目を準用する。 ・通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、就労要件の細目を準用する。 ・災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに、就労要件の細目を準用する。
A～D	・卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間等をもとに、就労要件の細目を準用する。 ・自立の促進が認められるひとり親世帯については、就労先が確定した場合は、その就労条件により就労要件の細目を準用する。
A～E	・その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例) 夜間に労働に従事し、昼間に睡眠又は休養をとることを常態としている場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合



## 平成25年4月 保育所利用申請・入所待機状況（各区内訳）

(4月1日現在 単位：人)

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市計
利用申請者数 (A)	3,002	2,681	4,199	3,690	3,264	3,218	2,110	22,164
前年との比較	193	143	276	263	302	135	127	1,439
入所児童数 (B)	2,714	2,348	3,642	3,229	2,739	2,901	1,826	19,399
前年との比較	149	149	283	273	262	108	101	1,325
入所していない児童数 (A) - (B) = (C)	288	333	557	461	525	317	284	2,765
前年との比較	44	▲ 6	▲ 7	▲ 10	40	27	26	114
市の保育施策で対応している児童数 等 (D)	129	145	283	242	245	154	143	1,341
前年との比較	36	9	▲ 13	16	0	5	14	67
認定保育園対応児童数	37	54	137	84	97	78	71	558
家庭保育福祉員対応児童数	5	7	11	2	16	7	14	62
おなかもま保育室対応児童数	44	5	71	103	66	32	2	323
かわさき保育室対応児童数	19	67	44	39	53	20	38	280
一時保育対応児童数	24	12	20	14	13	17	18	118
産休・育休中の申請者数 (E)	36	75	127	77	83	58	52	508
第1希望のみ等の申請者数 (F)	59	47	83	79	85	48	38	439
主に自宅で求職活動を行う申請者数 (G)	0	3	4	5	15	4	8	39
待機児童数 (C) - (D) - (E) - (F)	64	63	60	58	97	53	43	438
前年との比較	▲ 27	▲ 39	▲ 18	▲ 41	▲ 16	▲ 17	▲ 19	▲ 177

